

地域開発と工業化

松 尾 弘

Regional Development and
Industrial Location Policy

Hiroshi Matsuo

立地の動態化と工業の適正配置ないし地域開発計画
個々の私企業にとっては、一般的にいえば、工業立

地は所与であり、経営上最も有利な場所、それは内部経済（個々の経済が左右し得る資源の能率的な組織化および管理のうえから導き出される利益）と外部経済とくに社会資本（産業の一般的発展を円滑にするため必要な道路・港湾・運輸・通信等の外部施設および関連産業・補助産業の存在による利益）の双方から利益が得られる適地に集中する傾向がある。これがすなわち、集積的利益の追求である。日本はその傾向がとくに強く、工業生産は4大工業地域を中心にして発達し、ここだけで（京浜・阪神・中京・北九州）昭和15年には全国工業生産高の64.5%を占めたほどである。

このような工業の過度集中は、所得格差となって現われるばかりでなく、集中地域における生活環境の悪化、人口・富・所得・文化の集中を招く反面において住宅不足・河川・海水の汚濁・し尿・ごみ処理の行き詰り・緑地の欠乏・大気汚染・地盤沈下・騒音・不健全な第3次産業のまん延・モラルの低下等、およそ人間生活上不健全なものも堆積する。他方、工業の発達しない低開発地域には貧困の悪循環からくる文化の停滞・無気力・所得格差の激化、そして過疎状態もたらされ、そこに残っている者の中には伝統的因習の中におけるあきらめの生活が支配する。国がこういう状態になることは国民生活全体の不健全化であり、また国民経済全体としてみた場合においても産業のより一層の合理的な発展が妨げられることになる。

そこで国家は当然の義務として、また政策の担い手として、国民経済全体の立場から工業の立地条件を大きく変える措置をとらなければならないことになる。幸いなことに、最近の科学技術の進歩は自然的諸条件の制約をかなりの程度に克服して立地決定をかなり自由にしているが、公共投資による工業用地の造成、用水・輸送施設の充実、税制上の優遇措置、低利融資などによって工業の適正配置計画を著しく可能なものにしていく。

この工業の適正配置計画は「全国総合開発計画」へと発展しているが、かくて工業と人口の過度集中の弊害を防止しながら、過密地域である既成4大工業地帯にはこれ以上の過密を防ぐため周辺部に衛星都市を造成して既成工業地帯の下請関連企業、消費財工業を中心とする工業集積地帯の設定、整備地域には公共投資を重点的に行なう一方、進出企業に対しては財政・金融・税制面での優遇措置を講ずることによって新産業都市の建設、そして低開発地域の相対的貧困化に対しては所得格差の是正を目標とする開発計画が考えられるに至った。

本年度は昭和39年に新産業都市に指定された松本・

諏訪地区の開発整備状況をみたが、この地区の地形は北は高い山に囲まれて狭くなっているが、南は塩尻峠を越えて諏訪から甲府盆地へと続いており、さらに輸送施設の完備は東京に連なる重要関連工業地帯として発展することが約束されているので、工業開発は相当に進んでいる。しかしこの地区は、美しい環境に恵まれているので、その健康で美しい環境を損わないようにするため、今後開発される工業は公害をひき起さない業種、また公害を自分で防止し得る業種に選定のをしぼり、工業の生産機能と住民の生活機能とを調和させる土地利用が必要であると考えられていたが、この地区の美しい自然環境を守るためにもそれは当然というべきであろう。